

新年のご挨拶

特定非営利活動法人 埼玉ネット会長

佐々木 一



2009年の年頭にあたりまして、まずは会員皆様並びにご家族のご健康とご多幸を心から願うものであります。

今、わが国は世界的規模の大きなうねりの中で、戦後の半世紀を支えてきた日本独特の経済運営や文化風土に根ざした組織的運営など、根本から枠組みの再構築が求められています。

マンション業界においても、沢山の抱えておられますが、2011年7月に予定されていますTV放送、地上デジタル波への移行まで後

三年を切りました。

現在のアナログ電波は、地上デジタルへの移行と共に送信が停止されます。

今日は、このことについて思うところを述べ、新年の挨拶に代えさせて頂きたいと思っております。

マンションでは、それまでに、自分たちが視聴するテレビの受信施設を地デジ用に改修しておくことは勿論、近隣の住宅に送信している受信障害対策用に設けられている共聴アンテナの改修もしくなくてはなりません。

しかし、この改修は、近隣との協議に基づいて、費用負担や責任の分担を決める事とされていますが、はたして三年後に間に合うのでしょうか？

*マンションのTV受信施設改修に対する国の対応

地デジ移行に伴うマンションの共聴施設の改修に関する

国の基本的対応は、2006年11月に出された総務省通達及び昨年6月27日に総務省情報通信審議会が発表した第5次中間答申とそれに基づく「地上デジタル放送推進総合対策」に示されています。

それによる対応は二つに分かれており、一つは、マンションの居住者が自ら視聴するための「集合住宅共聴施設」の改修についてと、もう一つは、マンション近隣の受信障害対策用に設置されている「受信障害対策共聴施設」の改修についてであります。

*マンション用の共聴施設改修は、住民負担

このうち「集合住宅共聴施設」の改修は、住民の負担で行うべきであり、国が支援措置を講じることは、公平性の観点から適当でないといえます。

*受信障害対策共聴施設の改修は、近隣と協議して決定

「受信障害対策共聴施設」の改修については、次のような問題があります。

①地デジ移行後の受信障害範囲の調査 ②受信障害が残る場合の共聴施設の改修 ③共聴施設の維持管理等、これらの問題のうち①・②については、管理組合と近隣との協議によって対応を検討すべきとしており、③の共聴施設の維持管理については、管理組合が引き続き責任と負担を負うべきとしています。

*受信障害対策共聴施設の実態を把握していない総務省

このように総務省は、問題の解決を国民に丸投げしようとしています。全国に50万施設・約650万世帯が利用している受信障害対策共聴施設の内、改修の必要な施設がどの位あり又、実際に改修の済んでいる施設がどの位あるのかという調査を全く行なっており、実態を把握していません。しかも、今後は、工事業者の調査を利用して状況把握に努めるといってさんざです。

*全管連が意見書を提出

昨年6月末に情報通信審議

会の第5次中間答申が発表され、それに対してのパブリックコメントが7月に募集されました。

これに添えて、埼玉ネットが加盟している「全国マンション管理組合連合会」は、これまで2回総務省に意見書を提出しております。

その中で繰り返し主張していることは、地デジ移行は、国の対策として決定されたことであり、その結果生じる受信障害に関する原因者は国であるから受信障害に関する責任と負担は国が負うべきであるという点です。

その他に、今回主張した主なことは、次のような点であります。

- ①アナログ波からデジタル波に切り替える必要性に関する十分な説明が無いままデジタル波に移行することに反対
- ②管理組合と近隣との協議のための調停機関の設置
- ③国による現地調査や受信状況調査の実施を徹底する等あります。